

<p>1. 開会 林部会長</p> <p>木場補佐</p>	<p>それでは、定刻前ですけど出席予定の皆様が出席されておられますので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会 第2回専門部会」を開催いたします。</p> <p>委員の出欠状況について事務局より報告をお願いします。</p> <p>本日は、専門部会委員9名の内、9名の委員のご出席をいただいております。</p> <p>審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 部会長挨拶 林部会長</p>	<p>改めまして、皆様おはようございます。</p> <p>本日もお忙しい中、また、大変暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日も、皆様方のご協力をいただきまして、円滑な審議に努めて参りたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局より、事務連絡等をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>全国の各地方最低賃金審議会におきまして、金額審議が進められておりますけれども、現時点で答申を得られたとの情報は入っておりませんのでお知らせいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県 最低賃金の 改正について 林部会長</p>	<p>それでは、審議に入らせていただきます。</p> <p>前回は、労働者側委員、使用者側委員、双方から基本的な考え方をお聞かせいただきました。</p> <p>金額提示はどちらからもございませんでした。</p> <p>本日金額につきまして、ご提示いただけるということ、また、その後、労使双方それぞれのお立場で、ご検討されたこともあるかと存じます。</p> <p>改めて全体場で、金額提示を含めまして、双方からのご意見をお聞</p>

各委員	きして、その後、個別協議に入りたいと思います。 よろしいでしょうか。
林部会長	<異議なし>
種村委員	それでは、労働者側委員からお願いしたいと思います。 本日は第2回専門部会ということで、先日の第1回専門部会の議論も踏まえて、労側として主張したいと思ひますし、今回資料を提出させていただきました。 今年度から審議が公開になるということもありまして、傍聴の皆様にも議論の経過をご理解いただきたい。 残念ながら少ないようですが、毎回膨大なデータをご準備いただきますが、その中でも労側の主張を分かりやすくご理解いただくために準備をさせていただきました。 1・2ページは前回主張させていただいた中身ですし、3・4ページは委員の皆様にとっては分かりきったことだとは承知しておりますが、再確認の意味で、これも傍聴の皆様のためにも掲載をさせていただいたということですので、よろしくお願ひします。 それでは、前回の主張に加えて改めて述べさせていただきます。 中央最低賃金審議会の目安についてであります。 Cランク39円と示された訳ですけれど、先日使側としては極めて不満と表明されました。 労側としては、額としては格差是正となっていない件など、十分とは考えておりませんが、3要素など考慮しながらも、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障するという最低賃金法に則り検討されたものであり、賃上げの流れを非正規労働者や中小企業へ波及させること、国民経済の健全な発展に寄与するものであることに留意された結果であり、尊重されるべき目安であると考えております。 その上で、公益見解でもあるように、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ審議を行うことが地方における自主性なんだと認識しております。 今年の審議における基本的な考え方については、先日主張させていただきました。 重複する点もあると思ひますが、まず賃金の状況としては連合の最終重点結果が全体で3.58、中小でも3.23となっており30年ぶりの高水準ということ。 さらに有期短時間契約労働者の賃上げ、時給については加重平均の引

上げが5.01、額で52.78となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で3.91
中小企業では2.94。

これらを総合して賃金改定状況調査結果第4表の①Cランクでは、
2.1%さらに、継続労働者に限定した第4表③Cランクは2.5となっています。

これが結果と認識しています。

一方今次春闘では、昨年から続く物価高などから賃上げが求められ、
社会的要請であったと認識しております。

労働組合があるところは要求をしまし、多くの経営者がそれに答
えた結果が連合の集計結果なんだと思います。

ただし、労働組合のある企業や大企業のみが賃上げをすればいいとい
う状況下でないのが、今の日本の置かれている状況でもあります。

全体の引上げが必要であり、そうなっていれば第4表の数字も上がっ
ていたんだろうと思います。

そうなっていない企業、労働者の賃金を上げるための最低賃金の改
定が必要だと、重要だと考えております。

次に生計費についてですが、関連する指標である消費者物価指数は依
然高く推移しており、公益見解にもあるように持家の帰属家賃を除く総
合は4%超え、5%以上になった時期と比べると指標傾向ではありますが、
電気・ガスの負担軽減の効果がなくなれば10月以降、再び消費者物価は
上昇すると推測されます。

そして物価上昇はサービスや物の価格となって消費者に等しく上昇し
ている訳ですが、人や家庭で消費動向は異なる訳で、特に収入によって
買うものや量は異なります。

資料10ページの表をご覧いただきたいのですが、2023年4月の10大
支出費目ごとの物価上昇率を基に、節約せずに昨年と同じ物やサービス
を買ったときに、1か月あたりの負担増加額がいくらになるのかを所得階
層別に試算したものでございます。

最低賃金近傍の低所得者層と思われる第1分位は負担増加額こそ低い
ものの、可処分所得が低いことから物価上昇率が大きく家計を圧迫して
います。

至近の物価上昇で最低賃金近傍の労働者は常に生活苦を強いられてい
る、そしてエネルギー試算軽減策も打ち切られるという不安要素もある
ということになります。

生計費でもう1点触れておきたいと思います。

私たちはこれまで、「誰もが1,000円」とリビングウェイジが、連合が
考える生計費として位置づけてきました。

これは、労働者が最低限の生活を営むに必要な賃金水準を連合が独自に算出したものです。

埼玉市の調査を基にマーケットバスケット方式で算出したものであり、大学教授の監修を受けながら公表しているものです。

資料11 ページの物価上昇を緊急的に修正した「連合2022簡易改定リビングウェイジ」が最新のものであり、1,030円が長崎県における生計費と考えております。

次に、通常の企業の賃金支払い能力についてであります。

日本銀行の「長崎県の金融経済概況」が示しているとおおり、長崎県の景気は緩やかに回復している。

最終需要面を見ると、「雇用消費の一部に物価上昇の影響がみられるものの、穏やかに回復している、観光は回復が続いている、住宅投資は貸家を中心に増加の動きがみられている、公共投資は持ち直しつつある、設備投資は増加が続いている、生産は電子部品・デバイスを中心に増加している、企業の景況感は全体として緩やかに回復している」などと分析されています。

まさにアフターコロナへの移行が始まっている状況という認識であります。

先日の第1回の専門部会で、使側は影響率に触れ、20%を超えると潰れる会社が増えると主張をされておりました。

資料14 ページをご覧くださいと思いますが、最低賃金の引上げと倒産は関連性がないと考えるべきであり、長崎県においては今年度の倒産は全国的に見ても低位であり、むしろ販売不振や事業継承が進まないことによる廃業なども多いのではないかという認識でございます。

そして、賃金引上げの議論を行う時に、使側は中小企業を一括りにして厳しさを主張されますが、今回実地視察した結果では、労側としては経営の難しさは感じましたが、厳しさまでは感じなかったというのが率直な感想であります。

ヒアリング調査でも、景況について冷静に判断されており、最低賃金についても長崎県が低いことに危機感を持たれているようです。

楽ではないでしょうが、前向きな経営をされている、まさにこれが正常な経営なんだろうと感じたところでございます。

地方における実勢という観点で、長崎県の課題にも触れておきたいと思っております。

他県から見れば、魅力があるようですが、進学就職の際に、県外へ人口流出し労働人口が減少しています。

県も何とか企業誘致など進めていますが、今度はそのことが労働者の奪い合いになるのではないかという懸念もあります。

	<p>実際に今次春闘では人材確保維持の観点から、賃上げに踏みきった企業も少なくありません。</p> <p>また、本県は離婚率も高く、一人親家庭も多くなっています。</p> <p>一人親家庭は、子育てを両立をするためには働き方に制限があり、やむを得ず最低賃金近傍で働いているという方も少なくありません。</p> <p>フード関係や子ども食堂など、行政や地域の支援も広がりつつありますが、本末転倒とも言えます。</p> <p>やはり生活できる賃金が必要ということになります。</p> <p>そして、アフターコロナを迎えた長崎県においては、昨年からは新幹線や出島メッセの開業、駅前の再開発、スタジアム建設など明るいニュースも出てきています。</p> <p>今こそ、最低賃金が全国最低という負のイメージを払拭する必要があるものであり、大幅な引上げが県民へのメッセージになると考えております。</p> <p>その上で、最後に労側としての金額提示でございます。</p> <p>先ほども申し上げましたが、目指すべき指針としては生計費であるリビングウェイジ長崎県の1,030円を早期達成したいと考えています。</p> <p>その差は177円であり、昨年同様の考え方でいけば、この差を2年で達成する89円としたいところでございます。</p> <p>しかし、目安を大切にしながら検討し、中小企業における価格転嫁が道半ばという使側のご意見を十分理解し、現実的な引上げ額として、53円、金額提示は53円でございます。</p> <p>この額を提示させていただきたいと思えます。</p> <p>この額の根拠は、連合の有期短時間契約労働者の賃上げ結果52.78円を四捨五入した額であり、やはり私たち連合が労使交渉を踏まえて出した結果、しかもそれを最低賃金という観点で働き方として近い労働者の結果を、最低賃金を波及させたいという考えからでございます。</p> <p>以上でございますが、後の資料につきましては、長崎県の最低賃金の現状認識ということ、それと最低賃金と社会の動きということで報道の配信ニュースを掲載させておりますので、お読み取りいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
林部会長	ありがとうございました。 他の労働者側委員から補足等、ご意見ございますか。
各委員	<意見なし>

林部会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、使用者側委員からご意見を頂戴したいと思います。 お願いします。</p>
峯下委員	<p>では、峯下の方から。 一昨日の第1回専門部会でも述べましたけれども、まず中央最低賃金審議会の出しているCランク39円というのは全く納得しておりません。 というのは、消費者物価を全面的に引っ張ってきて、政府が掲げている1,000円を超えるということで、全国平均で、そこで無理やり1,000円を超すために、その消費者物価の数字を引っ張ってきて1,000円としたというのがありありとあってまして。 労側の意見も先ほどから聞いてますと、消費者物価ばかり全面的に出した意見を述べられますけれども、企業側の物価高騰の影響もやっぱり踏まえての見解を出してしかるべきだと思っています。 原材料、それと燃料費・光熱費・輸送費まったく無視された見解だと思います。 データを見ればすぐ出てきますけれども、2020年を100とすると、企業物価指数は120近いですよ。 そこは全く考慮にいていないというのが、そもそも間違った方向に行っていることじゃないかと思っています。 最低賃金を決める時は、3要素を意識してというのがありまして、企業の支払い能力、ここをしっかり見ていただかないと、払えるものが払えなければ原資がなければ、本当に倒産しますよ。 そこを、そういうデータはありませんって、そういう軽い流し方で処理されるのは非常に遺憾です。 冒頭に申し上げます。 いわゆる片落ちです。 昨年も使側から説明がありましたけれども、審議の目安とか、労側の意見とか、企業側の物価高騰は全く考えていない。 そこは片落ちと言わせてください。 最賃を、やっぱり3要素ということで、使側は例年どおりですけど第4表を重視した審議を行うべきと改めて申し上げます。 一昨日もそのように申し上げました。 なんで第4表かというのと、3要素が反映されたのが第4表ということになっております。 影響率についてですけれども、やはり39円引上げた場合は、資料をみると、21.1%の影響がでるんです。 これは大きな数字です。</p>

すごく大きな影響が出ているので、やっぱり特に中小零細企業に与えるインパクトが大きいですね、そこは申し上げておきます。

それと、一昨日と繰り返しになりますけれども、企業物価が上がると、価格転嫁ということで労側は言われてますけど、一昨日も申し上げたように、価格転嫁は40%に達しておりません。

これは、企業間取引であって、一般ユーザーの個人消費者がお客様となる零細企業は、一般消費者の理解が進んでなくて、社会全体で価格転嫁してあげましょうという雰囲気には全くなってませんので、価格転嫁の理論は通用しないと思っております。

それと、不十分な助成金、それと税制施策で、これは中央でも公益の意見は最低賃金を上げるので、助成金をよろしくねと、税制施策よろしくねとなっておりますけど、手順が逆です。

逆にやっていただければ、そりゃあ賃金も上げますと言いたくなります。

それと先ほどのリビングウェイジの話をされましたけれども、これは昨年も話題になりましたけれども、埼玉市の一部のデータを、それを全国に展開してというのは、建付けに無理があると思います。

各県、各都道府県に色んな事情があって、そこを見てあげるべきだし、そこに格差ではなくて実力差の、各都道府県の経済情勢をよく踏まえてほしいと思います。

リビングウェイジの資料を見ると、アドバイザーによる講評がありますけれども、やはり無理があるような講評になっております。

なので、リビングウェイジをベースに語られることが多いですけども、そこはきちんと無理がありますと申し上げておきます。

それと、労側は春闘と言いますが、賃上げが順調でしたとのことでしたけれども、それは第1回専門部会でも言いましたけれど、一部上場企業、大企業ベースを引っ張ってきたり、それと労働人口減少で賃金を上げなければ来てくれないという実態、人が逃げていくという実態があって、無理やり今年は上げた数字がたくさん出たんだと思います。

満額回答も確かにありました。

でも、春の賃上げと最低賃金は全く違います。

上げられるところは上げていいんだと思います、中小企業であっても。ところが、最低賃金は強制的な法律です。

守らなければ法律違反になってしまい、捕まってしまう。

そこは、全然違う世界、そう申し上げておきます。

なので、最低賃金の審議に当たっては、基本に立ち返って法律にも書いてあるとおり、それに基づいた3要素でしっかり論議をしていきましょう。

	<p>すなわち第4表を見ていきましょう。 最後になりますけれども、使側の金額ですけど、第4表の③これが2.7%となっておりますので、それを853に掛けると必然とでてきます。 プラス23円、876円です。 以上でございます。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、他の使用者側委員の方々から補足等、ご意見があればお願いします。</p>
岩根委員	<p>使用者側の岩根です。 来年度は多分出場停止になるので、最後に発言をさせていただきますけど、まず先ほど峯下さんの方から、リビングウェイジの話ありましたけれど、これは僕が去年かなりの的確に指摘したはずなんです。 それまでも、何年か我慢して、第4表で話しすればいいと思ってやってるんです。 それを最後の年に、非常に持ち出されるのは、ものすごい遺憾ですね、丁寧な言葉で申し上げると。 それから、倒産の数字の話がありましたけれど、ここ数年ずっとコロナの影響があって、非常に倒産の件数とか難しくなってるんですけど。 コロナの前から、実際には企業倒産よりも、企業の解散の方が3倍になってるんですね。 要は、倒産は刀折れやすき、戦いに戦って死んじゃいました。 周りにも迷惑かけます。 企業の解散は「おいおいあの相手と戦っても負けるよと、ここで戦いをやめておけば手元に土地も残るし、お金も残るし、子孫にも残せるぞ」ということで企業活動を停止すると。 もう、そっちの方が圧倒的に増えてるんですよ。 その状況で、コロナが出て、これは我々経営者側からは、今日基準部さんの取りまとめですけど、安定部さんの方には、雇用調整助成金、これを出してくれと溜まっているはずだから。 それで国全体では15兆近くですかね、ちょっと数字忘れちゃいましたけれど、長崎でも数百億、確かコロナが始まってから出ていると思えますけれど、それで雇用を維持してきているんですね。 その目的は何かというと、雇用維持することの方が、雇用ができませんと言って失業という状態に回るよりも先につながる可能性があるかと。 同じお金を雇用調整助成金で出すのと、失業手当で出すのと、金が一緒なら雇用調整助成金の方でやってほしいと。</p>

厚労省さん、労働局さん、それをものすごく早く動いて、今も労働局の3階に助成金を取り扱っている部署がありますよね。

そういうことをやってくれたおかげで、そういうところが維持できている。

それが一つは倒産が少ない、それからおそらく企業の解散、企業活動の停止も少なくなってるんじゃないかなと思っています。

ただ一方で、雇用調整助成金だけでは企業活動できません。

売上がないので、その時のキャッシュの確保のために銀行に対して、今度は厚労省さんじゃなくて金融庁か、経済産業省か、お金を貸しなさいと、担保取らずに貸しなさいと、それでも経団連が発行してる本は連合さんにもいってますので分かると思いますが、企業のいわゆる借入金額は、劇的に増えてます。

それは、手元の運営資金、それから色々な投資、それから賃金のゾーンに回すやつ、それから将来に備えて、稼げないので、稼げてる事業もあるんですが、稼げない事業もある訳ですよ、まだ。

その為に手元資金として残しておく、結果借入金が増えて現預金が増える現象がものすごく出てきてるんですね、明確に出てきています。

普通借入金は、景気が良ければどんどん投資に回すんです。

それが、投資に回すリスクがある訳です。

手元には持っていないということで、そういう状況が起きている。

それが今の、倒産が少ないとかそういう状況になっていきますので、その数字だけを見て、これがどうなるっていうのは、ちょっと判断としては非常に甘いんじゃないか。

現実が見れてないんじゃないかなと思っていますので。

そこらへん、現実を見ていただきたい。

それから峯下さんがいみじくも言いましたけれど、僕は10年間やってきて、第4表以外の話は1%も多分していません。

是非、連合さんの方から、労側の方から、第4表をベースにした話というのを是非していただきたい。

第4表というのが、この影響率のところに出ますけれども、合計で173,400人くらいが対象で、企業の規模別でいうと、1~9人が75,000人、10~29人が86,000人、30~99人が11,754人、地域別に見たら離島が12,613人です。

小規模なところが多くて、なおかつ市の長崎とか佐世保とかそういうところでも90%以上が小規模なところである。

さらに、離島で見れば、影響はもっと深いと読むべきだろうと思ってまして、その小規模事業者を対象にして調査した賃上げの実態、これを表している第4表を見ずして、最賃を論じるなんてありえないと思って

	<p>ますので、我々最低賃金審議会の委員ですから、ちゃんとその義務を果たすべく、見るべき数字を見るというのを是非最後お願いしたい。</p> <p>もう何か空中戦のような数字のやり取りを、私は最後の年までしたくありません。</p> <p>是非、本年度は第4表ベースでお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
林部会長	岩崎委員よろしいですか。
岩崎委員	<p>岩根委員が言われるとおり、岩根さんは10年近くですけど、私4年目ですけど、一番最初から第4表の影響率、これに基づく審議以外ないという強い信念を持っています。</p> <p>やはり、中小零細企業で最低賃金については避けては通れない、やはりハードルの高い壁であるというのをみんな意識しています。</p> <p>ですから、お弁当屋の看板で時給千円とか、一般的な求人で時給千何十円とか、経営は苦しい、苦しいけど上げないと人がこないというジレンマの中で、何とかそれで他の部分で工夫して賃金を上げられてるところは上げてやっているの、やはり私たちはそれができない、操金に苦しんでいる零細の小さい輝きのところもあるんですから、そういうところのメッセージとしての最低賃金を第4表に基づいてということは、もう1円たりとも譲りませんと岩根委員が言われましたけれども、私も、既に39円とか出ているんですけども、その程度のあれこれしか否定できない訳なんですけど、第4表に基づかない議論で何度使用者側委員が協議しても、それはもう意味をなさないというふうに思っています。</p> <p>そういう無駄な時間というのは避けていただきたいと思っています。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、労使双方から基本的な考え方、並びに具体的な金額提示をいただきました。</p> <p>簡単に私の方でまとめますと、先日の双方の主張と同じということで、3要素について具体的に考え方をおさらいしていただいたということです。</p> <p>Cランクの第4表については、どちらとも重視をしなければいけないというところは共通理解いただけると思います。</p> <p>労側さんはそれプラス、リビングウェイジとか今日用意していただいた資料を参照しながら、ご主張いただいたと。</p> <p>使側の皆さんは、特に助成金ですとか税制施策との順序が逆じゃないかと主張された、また改めて第4表に、原点に立ち返るべきだと強く主</p>

	<p>張されたかなというところです。</p> <p>具体的な金額の確認ですけど、労側の皆さんからはプラス53円という値をいただいたと思います。</p> <p>使側の方からは、プラス23円だったと思います。</p> <p>そして、全体協議の場で、もう少しさらに、労使双方からご意見等ございましたら今承りたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
各委員	<意見なし>
林部会長	<p>特にご意見がないようであれば、この後個別協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<意見なし>
林部会長	<p>いいですか。</p> <p>それでは、個別協議に入りたいと思います。</p> <p>労側からよろしいですかね。</p> <p>それでは、使用者側委員の皆様は別室へ移動をお願いします。</p> <p>併せまして、これからは個別協議で非公開での審議となりますので、傍聴者の方々についても控室への移動をお願いいたします。</p> <p>また、三者協議が再開する場合は、改めてお知らせしますのでこの会場にお戻りください。</p>
使用者側委員	<p><退室></p> <p>これより</p> <p style="text-align: center;"> [公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。] </p>
林部会長	<p><個別協議終了、全体協議を再開></p> <p>お待たせしました。</p>

	<p>それでは、全体協議を再開します。</p> <p>本日は、労使双方から考え方、主張等をお聞きして、それぞれ1回、金額面について、個別にお話をお聞きしました。</p> <p>本日のところ、労働者側はプラス53円、使用者側はプラス23円で、これ以上、今日のところの歩み寄りには難しいと思われまますので、労使それぞれの立場で、再度ご検討をいただくことにしまして、継続審議にいたします。</p> <p>また、次回の専門部会におきまして、再度、労使の個別協議にてご意見をお聞きする予定ですが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
林部会長	それでは、継続審議として、次回の専門部会で引き続き協議の上、採決に至るように努めたいと思っております。
(2) その他	
林部会長	それでは、事務局から次回の日程等について、説明をお願いします。
山本室長	<p>それでは、次回の専門部会の日程等について、説明します。</p> <p>本日は継続審議となりましたので、次回第3回専門部会は、8月10日（木）の9時から、この場所で開催したいと思っております。</p> <p>日程案では、8月10日の専門部会に引き続いて、本審を開催することとしております。</p> <p>事務局側の都合になりますけれども、開催案内をお伝えする手続き等もありますので、第3回専門部会に引き続き本審を開催する見込みがあるということで、専門部会以外の委員の皆様には、ご案内を差し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
林部会長	<p>はい、ただ今事務局から説明がありましたけれども、まずは日程の確認ですが、第3回専門部会は8月10（木）9時から、この会議室で開催します。</p> <p>次回の希望といたしましては、最終的に採決になる可能性もありますが、結審したいと思っております。</p> <p>それで今事務局からのリクエストがあったとおり、その後本審を設定したいということですので、皆様方のご協力をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>

林部会長	<p>双方とも目安は尊重しておられるということですので、この方向で進めたいと思っています。</p> <p>よろしいですかね。</p> <p>それでは、次回の第3回専門部会では、専門部会としての結論を出すという予定で開催したいと思います。</p> <p>それでは改めて確認です、第3回の専門部会は8月10日（木）9時よりこの会議室にて開催いたします。</p> <p>次回の審議におきましては、できれば全会一致により取りまとめができますよう、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>これで、本日の専門部会は終了させていただきます。</p> <p>お疲れ様でした。</p>
------	---